



長野県報

12月5日(木)
令和元年
(2019年)
第62号

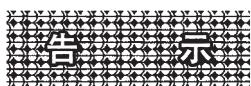
目 次

告 示

国土調査法に基づく令和元年度地籍調査事業計画（農地整備課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	1
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧（河川課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（情報政策課）	3
都市計画案の縦覧（都市・まちづくり課）	3
特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（道路管理課）	3
特定調達契約に係る落札者の決定（健康福祉政策課）	4



長野県告示第342号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

令和元年12月5日

長野県知事 阿部 守一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
上伊那郡宮田村	上伊那郡宮田村新田区 の一部	令和2年 3月31日 まで

農地整備課

土砂の流出の防備

- 3 解除の理由
- 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第343号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
岡谷市湊字柄久保1256の2・1258の3・1258の4・1292の3
(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1256の3
- 2 保安林として指定された目的

長野県告示第344号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
佐久市田口字本祭287の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第345号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所

伊那市西町5456の4、5458

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第346号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県伊那建設事務所において縦覧に供します。

令和元年12月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 河川の名称

天竜川水系 一級河川 三峰川

- 2 廃川敷地等が生じた年月日

令和元年12月5日

- 3 廃川敷地等の位置

伊那市長谷杉島772番7地

- 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 22.54平方メートル

- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第347号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和元年11月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和元年12月5日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
セブンイレブン 塩尻下吉田店	塩尻市大字広丘吉田 336-5	塩尻市大字広丘吉田 336-5 セブンイレブン塩尻 下吉田店

会計課

長野県木曽建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年12月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年12月5日

長野県木曽建設事務所長 米倉 剛

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 256号

- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡南木曽町吾妻1747番の1地先 から 木曽郡南木曽町吾妻1747番の1地先 まで	旧	m 37.8～60.4	km 0.1835
同 上	新	m 11.7～60.4	km 0.1835

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年12月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年12月5日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 古間停車場野尻線

- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡信濃町大字野尻251番の6 地先から 上水内郡信濃町大字野尻659番の1 地先まで	旧	m 6.0～13.1	km 0.1125
同 上	新	m 11.7～24.8	km 0.1125

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年12月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年12月5日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

1 路線名 古間停車場野尻線

2 供用を開始する区間

上水内郡信濃町大字野尻251番の6地先から

上水内郡信濃町大字野尻659番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和元年12月5日

道路管理課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年12月5日

長野県知事 阿部 守一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

一般事務用パソコン2,226台及び周辺機器一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県企画振興部情報政策課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

令和元年11月8日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 日通商事株式会社 長野営業センター

(2) 所在地 長野市大字稻葉字上千田沖329番1

5 落札金額

1台1月当たりの賃借額 2,569円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和元年9月12日

情報政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月5日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画道路 3・4・24号若宮線

2 都市計画を定める土地の区域

千曲都市計画道路 3・4・24号若宮線

平成18年長野県告示第352号の土地の区域のうち千曲市大字若宮字樋下続、字樋下、字黒彦、字中黒彦、字上黒彦、字中田、字柳田、字水吐、字稻場、字上堰添、字伊勢宮河原、字村東の各一部を変更する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県千曲建設事務所、千曲市役所

4 縦覧期間

自 令和元年12月5日

至 令和元年12月20日

都市・まちづくり課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年12月5日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

1 落札に係る物品等の名称及び数量

塩化ナトリウム（粒状）2,800トン（予定数量）

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県佐久建設事務所

(2) 所在地 佐久市臼田2015

3 落札者を決定した日

令和元年11月13日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社タカサワマテリアル

(2) 所在地 佐久市野沢94番地1

5 落札金額

1トン当たりの単価 21,800円×110/100

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和元年10月17日

道路管理課